

花巻市過疎地域持続的発展計画の概要

(R8. 6. 1 秘書政策課)

1 過疎地域とは

令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限措置として制定された、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「現過疎法」という。）に基づき、令和 4 年 4 月 1 日時点で以下の要件に該当する 885 市町村が過疎地域に指定されており、花巻市は、引き続き「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定され、一部過疎という位置づけとなっている。

■過疎地域の指定要件

(※「人口要件」のいずれかと「財政力要件」をそれぞれ満たす必要がある)

① 人口要件（主な要件）

・昭和 55 年から令和 2 年までの期間の人口減少率が 30%以上であること

	昭和 55 年	令和 2 年	人口減少率
大迫地域	8, 2 8 9 人	4, 6 8 6 人	4 3. 5 %
東和地域	1 2, 2 4 3 人	7, 8 7 6 人	3 5. 7 %

・令和 2 年の高齢者（65 歳以上）比率が 38%以上であること

	令和 2 年人口	高齢者人口	高齢者比率
大迫地域	4, 6 8 6 人	2, 2 0 0 人	4 6. 9 %
東和地域	7, 8 7 6 人	3, 3 6 4 人	4 2. 7 %

② 財政力要件

・平成 30 年度から令和 2 年度までの財政力指数が 0. 51 以下であること

財政力指数	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
(過去 3 年平均)	0. 4 7	0. 4 7	0. 4 8

2 過疎地域持続的発展計画とは

(1) 現過疎法上の位置づけ（現過疎法第 8 条）

・過疎地域の市町村は、都道府県が定める持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める「過疎地域持続的発展市町村計画」（以下、「市町村計画」という。）を定めることができる。

(2) 国が示している市町村計画作成に掲げる事項

・市町村計画はおおむね次に掲げる事項について定めるものとされている。

No.	区分
1	地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
2	地域の持続的発展に関する目標
3	計画期間
4	地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

①	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
②	産業の振興
③	地域における情報化
④	交通施設の整備、交通手段の確保
⑤	生活環境の整備
⑥	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
⑦	医療の確保
⑧	教育の振興
⑨	集落の整備
⑩	地域文化の振興等
⑪	再生可能エネルギー利用の促進
5	市町村計画の達成状況の評価に関する事項

3 過疎地域持続的発展計画策定の目的

・花巻市過疎地域持続的発展計画の策定にあたっては、第2次花巻市まちづくり総合計画（以下、「総合計画」という。）に位置付ける事業と整合を図ることとしており、事業実施にあたっては、国からの補助金などの特定財源のほか、有利な地方債を活用することとしている。

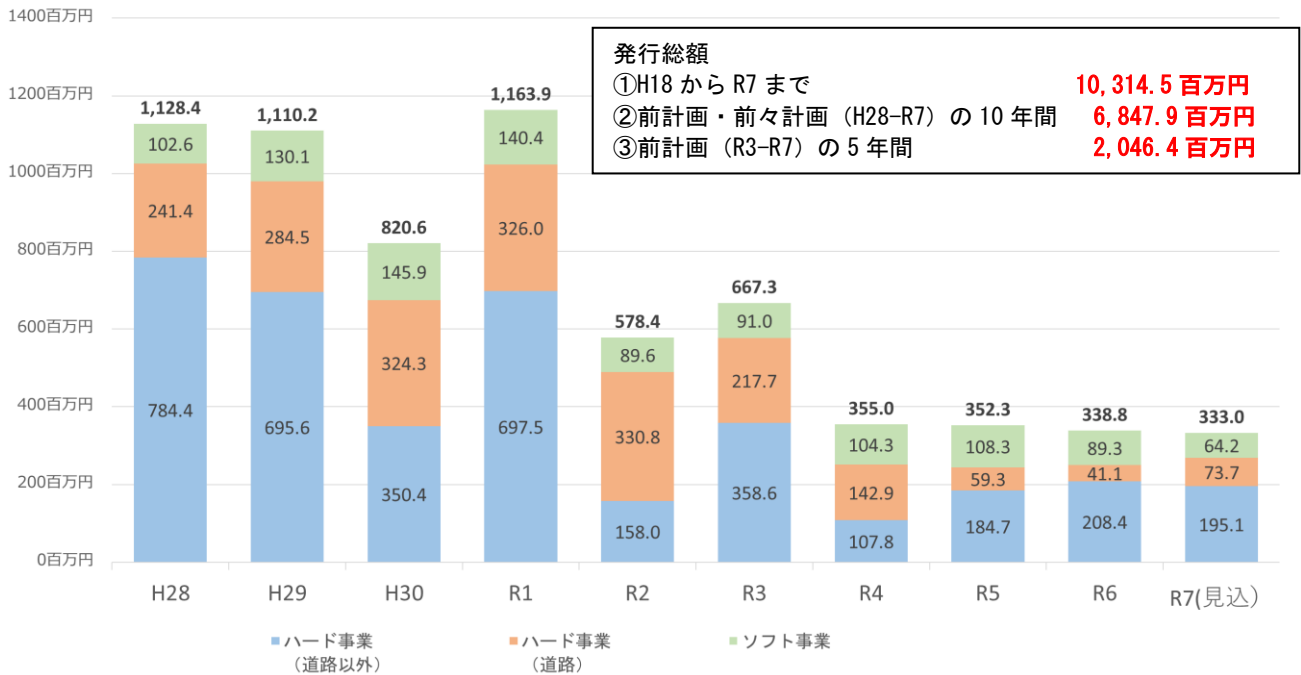
・花巻市過疎地域持続的発展計画の策定は、総合計画において予定している事業の市負担分に対して、充当率100%、交付税措置70%と財政上、非常に有利な地方債である過疎債を活用するために必要な手続きであり、この過疎債を有効に活用していくための財源計画として位置付けている。

（参考）◎「過疎債」⇒充当率100%（そのうち交付税措置率70%）

○「辺地債」⇒充当率100%（そのうち交付税措置率80%）

○「合併特例債」⇒充当率95%（そのうち交付税措置率70%）

4 花巻市の過疎対策事業債発行状況



5 前計画（令和3年度～令和7年度）の実績

（1）掲載事業の状況

・花巻市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）（以下、「前計画」という。）の掲載事業は126事業であり、令和7年度末における進捗状況は、完了4事業、実施中100事業、未実施16事業、中止6事業となっており、着手率は82.5%となっている。

・令和3年度から令和7年度までの総事業費は57億2,001万3千円であり、そのうち過疎債の発行額は20億4,640万円となっている。

○事業の実績（令和3年度～令和7年度）

（千円）

区分	事業費 (計画)	事業費（実績）			実績のうち過疎債発行額		
			地域内訳			地域内訳	
ハード	5, 881, 804	3, 283, 358	大迫	1, 242, 405	1, 589, 300	大迫	718, 100
			東和	1, 878, 986		東和	871, 200
			按分不可	161, 967		按分不可	0
ソフト	2, 198, 886	2, 436, 655	大迫	825, 413	457, 100	大迫	145, 300
			東和	726, 272		東和	311, 800
			按分不可	884, 970		按分不可	0
合計	8, 080, 690	5, 720, 013	大迫	2, 067, 818	2, 046, 400	大迫	863, 400
			東和	2, 605, 258		東和	1, 183, 000
			按分不可	1, 046, 937		按分不可	0

○主な過疎債充当事業

(千円)

区分	事業内容【実施年度】	事業費	起債充当額
ハード	情報通信基盤整備【R3】	180,268	102,100
	大迫交流活性化センター改修【R6～R7】 (舞台装置更新、空調設備更新)	130,086	114,400
	萬鉄五郎記念美術館改修【R3、R6～R7】 (空調設備改修、照明 LED 化)	112,596	110,100
	スポーツ施設改修【R3～R7】 (大迫テニスコート人工芝張替等、東和体育館の改修等)	301,155	294,100
	生活道路整備【R3～R7】 (大迫：狄川線、八木巻線等 東和：妙見前線、竹中線等)	963,409	475,100
ソフト	早池峰自然環境保全活動【R3～R6】	26,724	11,300
	有線放送機器更新【R3～R7】	122,997	80,000
	地域づくり交付金【R3～R7】	264,360	263,300

(2) 地域の持続的発展に関する目標

① 地域の持続的発展のための基本目標

- ・地域の持続的発展のための基本目標のうち、人口については目標値を下回った。人口減の主な要因は、死亡数が出生数を上回る自然減が大きいことによるもの。
- ・社会増減数については目標値を下回った。花巻市住民基本台帳による年代別の人口動態によると、0歳から14歳まで及び30歳から39歳までの年代で転入が多いことから、子育て世帯への支援による一定の効果があつたものと推察されるが、18歳から24歳までの年代では進学・就職等の影響と思われる転出が多く、その影響が大きかったもの。

○地域の持続的発展に関する基本目標・実績について

指標内容	目標値	実績値	(参考) 地域内訳	
人口	90,187 人 (令和7年度)	88,906 人 (令和7年9月末時点)	大迫	4,074 人
			東和	7,216 人
社会増減数	285 人 (令和6年度)	-159 人 (岩手県人口移動報告年報より)	※岩手県人口移動報告年報に地域別の記載なし	

※「社会増減数」については、出典元の「花巻市まち・ひと・しごと総合戦略」が第2期(令和6年度まで)から第3期(令和7年度から)に改訂された際に目標値として設定しなかったことから、本指標は令和6年度までとしている。

② 持続的発展区分に関する目標

- ・前計画に掲げている51の指標は、花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン及

び第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの成果指標から、各持続的発展区分に関連する目標を準用し設定している。

・評価にあたっては、例年市が実施している行政評価による施策評価の結果を準用し、各指標における最後の年度の目標を達成したものを「A」、おおむね目標を達成したものを「B」、目標を大きく下回ったものを「C」として評価した。

・「A」及び「B」を合わせた、「目標を達成またはおおむね達成している」ものは86.27%、「目標を大きく下回った」ものは13.73%という結果となった。

(※原則として、令和7年度末現在で最新の行政評価結果である令和6年度実績評価を使用し、第3期中期プランで終了した指標は、令和5年度評価を使用した。)

○持続的発展区分ごとの目標における達成度

評価結果	評価数	割合
A：目標に対し、実績値が100%以上のもの	23	86.27%
B：目標に対し、実績値が80%以上のもの	21	
C：目標に対し、実績値が80%未満のもの	7	13.73%
合計	51	100%

6 新計画（令和8年度～令和12年度）の策定

(1) 策定にあたっての基本的な考え方

・花巻市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）（以下「新計画」という。）は、前計画をベースに原則として令和6年度末における時点修正等を行いながら、国が示す過疎地域持続的発展市町村計画作成例（以下「作成例」という。）に基づいて必要な事項を掲載している。

・新計画の基本的な構成は、作成例に基づき、以下のとおりとしている。

I 基本的な事項		
1 市の概況 2 人口及び産業の推移と動向 3 市の行財政の状況 4 地域の持続的発展の基本方針 5 地域の持続的発展のための基本目標 6 計画の達成状況の評価に関する事項 7 計画期間 8 公共施設等総合管理計画との整合		
II 各分野の方向性		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	ハード事業	なし
	ソフト事業	移住・定住促進等対策事業、地域おこし促進事業 など
2 産業の振興	ハード事業	土地改良事業、商業振興施設等整備事業 など
	ソフト事業	森林整備事業、早池峰自然環境保全活動推進事業、 など
3 地域における情報化	ハード事業	広報活動事業（有線放送機器更新等） など
	ソフト事業	広報活動事業（有線放送）、テレビ難視聴対策事業 など
4 交通施設の整備、交通手段の確保	ハード事業	道路環境改善事業、道路整備事業 など
	ソフト事業	予約乗合バス運行事業、コミュニティバス「土沢線」運行事業 など
5 生活環境の整備	ハード事業	市営斎場改修事業、消防団拠点施設整備事業 など

	ソフト事業	水道未普及地域対策事業、避難対策事業 など
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	ハード事業	保育所保育環境充実事業、老人保健施設改修事業 など
	ソフト事業	地域子育て支援拠点事業、健康づくりフロンティア事業 など
7 医療の確保	ハード事業	なし
	ソフト事業	大迫地域・岩手医科大学附属病院・盛岡赤十字病院連絡バス運行事業
8 教育の振興	ハード事業	学校給食センター改修事業、スポーツ施設等環境整備事業 など
	ソフト事業	地域体験型学習事業、大迫高等学校生徒確保対策事業 など
9 集落の整備	ハード事業	なし
	ソフト事業	地域づくり活動推進事業、地域協議会運営事業
10 地域文化の振興等	ハード事業	萬鉄五郎記念美術館等整備事業 など
	ソフト事業	萬鉄五郎記念美術館企画展示事業、先人顕彰推進事業 など
11 再生可能エネルギーの利用の推進	ハード事業	なし
	ソフト事業	環境学習推進事業、街路灯 LED 化リース事業

(2) 地域の持続的発展のための基本目標等の設定

① 地域の持続的発展のための基本目標

- ・現過疎法では、市町村計画について、過疎地域の持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう、地域の持続的発展のための基本目標を設定することとされており、作成例によると、基本目標には人口に関する目標（人口全体並びに社会増減数及び自然増減等）を設定することとされている。
- ・新計画では、前計画に引き続き、「花巻市人口ビジョン」（令和5年12月改訂）に設定する市全体の将来人口目標を基本目標に設定した。
- ・なお、計画の達成状況の評価に関する事項として、達成状況の評価の時期及び手法を定める必要があることから、前計画に引き続き、「花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議」等を活用しながら、設定した目標の達成状況について検証を行うこととしている。

指標内容	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
花巻市総人口	88,906 人	85,844 人

出典：【基準値】花巻市住民基本台帳（令和7年9月末時点）、【目標値】花巻市人口ビジョン（R5年12月改訂）

備考：基準値である令和7年9月末時点における花巻市総人口 88,906 人のうち、大迫地区の人口は 4,074 人、東和地区の人口は 7,216 人となっている。

② 持続的発展区分ごとの目標

- ・国で示す 11 の持続的発展施策区分ごとの目標については、前計画に引き続き、第

2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにおいて設定している目標の中から、国で示す11の持続的発展施策区分に関連する目標を準用し設定した。

・なお、前期アクションプランの計画期間は令和9年度までであるのに対し、新計画の計画期間は令和12年度までとなっていることから、令和10年度以降の目標については、後期アクションプランを策定後において、当該プランと整合を図るための見直し（計画変更）を行う予定としている。

（3）掲載事業の継続・追加・削除

・新計画に掲載する事業は、前計画の掲載事業をベースに、過疎地域の持続的発展に資する事業を掲載する。

・掲載事業は、一部事業を除き、第2次花巻市総合計画前期アクションプランに掲載されている主要経費及び一部の一般行政経費と整合を図っている。

○新計画における事業掲載区分の内訳

掲載区分	事業数
継続事業	107
事業統合・整理事業	3
新規事業	11
継続（追加）事業	18
合計	139

※削除事業 16

○新規事業＜11事業＞

令和8年度以降に新たに取り組む事業として、新規掲載を行うもの。

事業名	事業概要	備考
県営農村地域防災減災事業等（谷内2号地区ほか7地区）	生産性や農村環境の向上のため、水田や水路などの基盤整備を行う土地改良事業を支援する。	大迫・東和
商店街利便性向上事業	毘沙門天のみち公衆トイレ修繕事業を行う。	東和
市営斎場改修事業	東和斎場トイレ改修事業及び照明LED化事業を行う。	東和
早池峰神楽国指定50年記念事業	早池峰神楽の国指定を記念し、神楽の共演、小・中学生による神楽（シンガク）の上演等を行う。	大迫

○継続事業として追加掲載する事業＜18事業＞

すでに総合計画前期アクションプランに掲載し事業を継続実施中であるが前計画に掲

載されていなかった事業を、新計画に追加掲載するもの。

事業名	事業概要	備考
日本学生支援機構奨学金返還支援事業	市内企業の人材確保を後押しし、まちづくりの担い手となる大学卒業者等の定住人口を確保するため、奨学金の返還者へ支援を行う。	大迫・東和
保育士等奨学金返済支援事業	保育士等の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る。	大迫・東和
花巻市奨学金活用人材確保支援事業	大学等卒業者の定住促進のため、市奨学金の返還者へ支援を行う。	大迫・東和
はなまき夢応援奨学金事業	経済的な事情により修学が困難な方の大学等への進学を後押しするため、返還免除のある奨学金により支援を行う。	大迫・東和
畜産基盤強化対策事業	畜産の生産基盤を強化し、生産性や作業効率の向上を図るため、飼養管理施設の整備、機械の導入などに要する経費に対して補助する。	大迫・東和
コミュニティバス「土沢線」運行事業	地域住民の移動に必要不可欠な公共交通の確保及び観光客の二次交通として継続して移動手段を確保する。	東和
水道未普及地域対策事業	水道未普及地域において安全な生活用水を確保するため、浄水施設等の設置に対して補助を行う。	大迫・東和
浄化槽事業（個人設置型）	市民の快適で衛生的な生活環境と公衆衛生を確保し、併せて公共用水域の水質を保全するために、浄化槽処理区域での浄化槽整備を推進する。	大迫・東和
再資源化推進事業	ごみの減量化のため、再資源化を推進する。	大迫・東和
自主防災組織支援事業	地域住民による自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の活動と未組織地域における設立を支援する。	大迫・東和
消防団員育成強化事業	地域防災力の向上を図るため、入団を促進するとともに団員の安全を担保するため装備品を整備する。	大迫・東和
こども食堂等運営支援事業	経済的な理由等により困窮している世帯を支援することを目的に、既存のこども食堂等が継続して運営できるよう、また、新規にこども食堂を実施する事業者を支援するため、花巻市こども食堂等運営支援事業補助金を交付する。	大迫・東和

地域福祉推進事業	社会福祉事業の拠点となる総合福祉センター（東和）の管理運営事業費補助及び市民の福祉向上に資する活動を行っている市社協（大迫、東和）の運営に要する人件費補助を通じて社会福祉活動の推進と啓発を図る。	東和
大迫地域・岩手医科大学附属病院・盛岡赤十字病院連絡バス運行事業	鉄道が運行していない大迫地域において、高次医療の受診機会を確保するため、直接医療機関まで運行する連絡バスを整備し、移動手段を確保する。	大迫
家庭教育力向上事業	就学前教育の充実のため、家庭、幼児教育・保育施設、小学校及び地域が連携して心身ともに健全な子どもを育成できるよう、子育てに関する情報提供を行う。	大迫・東和
生涯学習活動支援事業	市民の自主的な生涯学習の活動を支援するため、学習機会と発表の場を提供する。	大迫・東和
無形民俗文化財調査記録事業	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財等の調査記録保存を行う。	大迫・東和
文化財保存支援事業	市内に所在する指定文化財の保存伝承のための管理又は修理に要する経費に対し、所有者等へ補助金を交付する。	大迫・東和

○削除した事業＜１６事業＞

前計画に掲載されていた事業のうち、表中の理由により、新計画から削除するもの。

削除理由	事業名	備考
事業完了によるもの（４）	県営農村災害対策整備事業（東和南地区）	東和
	県営農村地域防災減災事業（東和北地区）	東和
	情報通信基盤整備事業	大迫
	消防庁舎整備事業	東和
事業統合・整理のため（３）	社会教育施設等維持事業	大迫
	社会体育施設等維持事業	大迫
	市営斎場維持事業	大迫・東和
事業終了を判断したもの（６）	６次産業化推進事業（ハード）	大迫・東和
	６次産業化推進事業（ソフト）	大迫・東和
	遠隔健康管理システム運用支援事業	大迫
	県立中部病院連絡バス運行事業	大迫
	幼稚園教育環境充実事業	東和

	神楽鑑賞ツアー事業	大迫
実施見込なしと判断したもの（2）	ワーケーション観光支援事業	大迫・東和
	避難施設等太陽光発電等設置事業	大迫・東和
掲載事業に誤りがあったもの（1）	県営経営体育成基盤整備事業（南滝田地区）	

○事業数及び事業費（令和８年度から令和１２年度）【参考】（千円）

区分		事業数		事業費	
				地域内訳	
・継続 ・事業統合・整理 ※前計画に掲載している２つの事業を統合・整理等したもの。	ハード	53	3, 135, 193	大迫	448, 163
				東和	2, 335, 743
				按分不可	351, 287
	ソフト	73	3, 839, 584	大迫	1, 113, 958
				東和	943, 507
				按分不可	1, 782, 119
・新規 ・継続・追加 ※すでにアクションプランに掲載し事業を継続実施中であるが、前計画に掲載されていない事業を新過疎計画に追加掲載するもの	ハード	11	179, 609	大迫	10, 000
				東和	150, 659
				按分不可	18, 950
	ソフト	18	1, 107, 465	大迫	76, 250
				東和	137, 527
				按分不可	893, 688
合計		139	8, 261, 851		8, 261, 851

※現過疎法の制定に伴い、年度別の事業費等を掲載していた「参考資料」の作成や国、県への提出、議会の議決等が不要となっており、計画策定に当たっての参考として整理したもの。

※地域内訳のうち、按分不可としているものは、予算時点で対象地域を明確に分けることが難しいものを計上している。

※現時点で事業費の積み上げが難しいもの（エーデルワイスコレクション展示事業、高齢者生活支援事業〔ハード〕等）については、金額は未計上としている。

7 ソフト事業について

・現過疎法の施行により、過疎債ソフト分の発行限度額の算定方法が見直しとなった。これにより、令和３年度から段階的に発行額が縮減されており、花巻市の過疎ソフト分の発行限度額は令和９年度で 35 百万円となる見込みである。

○過疎ソフト分の発行限度額（単位：百万円）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年
発行限度額	132. 4	122. 7	103. 2	83. 7	64. 2	44. 7	35. 0
令和３年比較	—	△9. 7	△29. 2	△48. 7	△68. 2	△87. 7	△97. 4

8 計画策定スケジュール

時期	概要
5月中旬まで	肉付予算の過疎計画反映
5月14日（木）	岩手県への事前協議
5月22日（金）	岩手県からの事前回答
6月1日（月）	議員説明会
6月9日（火）、6月10日（水）	地域協議会（大迫、東和）への諮問
6月12日（金）	岩手県への正式協議
6月18日（木）	岩手県からの正式協議回答予定
6月26日（金）	6月議会最終日追加提案にて上程
議決後	総務大臣へ計画送付